

消費者

結婚式場の予約トラブル〜何カ月も先の予約なのに申込金を返してもらえない!?〜

Aさんは結婚式を挙げるため、婚約者と式場に説明を受けに行きました。その場で担当者から見積金額を出してもらい、1年後に行く結婚式と披露宴を、10万円の申込金を払って予約しました。

しかしその後、担当者の式への説明が曖昧で、信用できなくなってしまうため、予約した1カ月後にキャンセルしたところ、「申込金の10万円は返金しない」と言われました。



この契約は、Aさんが直接店舗に出向いて契約しているため、クーリング・オフが適用されず、解約した場合、約款に従い解約料が発生します。今回のケースでは、約款に定める解約料の金額が「消費者契約法における不当条項に当たる」と思われたので、消費者センターが交渉した結果、2万円の解約料で解決しました。しかし、全額返金されない場合もあります。

今回の事例のような「解約料が高い」の他、「担当者の手違いで当日の料金が打ち合わせと違った」「追加請求額が高い」などの打ち合わせ不足による式当日に起こったトラブルの相談が全国的に多く寄せられています。

結婚式は夫婦の門出を祝う晴れの舞台です。こういったトラブルに遭わないために、次のことに注意して、しっかり準備をして結婚式を行いましょう。

- 見積もりを依頼する場合は、担当者、式や披露宴の具体的なイメージや予算を伝え、何にいくらかかるのか事前にしっかり確認しましょう。
- 急がされてもその場で契約せず、慎重に検討しましょう。
- キャンセル料がいつから、どのくらいかかるのかを契約前に確認しましょう。

* * *

消費者センターでは、市内・県内で発生した消費者トラブルをメールマガジンで配信しています。ぜひ、ご登録ください。



登録はこちら

■問い合わせ

消費者センター(☎829・1234)